

令和4年度国有林野における樹木採取権の設定規模の検討に係る  
新規需要創出動向調査(マーケットサウンディング)の結果について

令和4年11月22日

**林野庁**

# マーケットサウンディングの概要

## ■ 成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)(抜粋)

- ・樹木採取権制度について、2022年度からの具体的な樹木採取区の指定等の実施に向け、大型製材工場が必要とする原木消費量である10万m<sup>3</sup>を地域で安定供給するために必要な国有林野からの供給量及び樹木採取権の存続期間を、マーケットサウンディングを踏まえて検討する。

## ■ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定)(抜粋)

- ・より大規模・長期間のものも含めた今後の樹木採取権設定に関する具体的方針を本年末までに策定する。

## ■ マーケットサウンディングの実施

### 【概要】

樹木採取権について、基本形(権利期間は10年程度、規模は200～300ha程度(皆伐相当))を超える大規模な権利の設定に対するニーズがあるかどうか、また、設定する際の規模・期間はどの程度が適切かについて検討するため、民間事業者等による新規需要創出動向調査(マーケットサウンディング)を実施。

### 【調査期間】

令和4年6月17日から9月16日まで

### 【構想提供】

2件 (住宅関連業者1件、製材業者及び総合建設業者1件)

※これまで以下の通りマーケットサウンディングを実施してきたが、提出された提案は、大規模な樹木採取権の設定を要するものではなかった。

- ・ 令和3年3月30日から令和3年6月30日まで 構想提供 3件 (林業・バイオマス事業者1件、都道府県及び製材工場1件、都道府県1件)
- ・ 令和3年11月19日から令和4年3月18日まで 構想提供 1件 (商社1件)

## 提供された構想の概要

提供者		構想の概要	想定する権利期間
A	住宅関連業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新しい木質資材の技術試験中。当該製品を製造するための大型工場を新設予定。当該工場及び既存事業等によって新規需要の開拓を検討。</li> <li>・ 大量生産による低コスト化を図るため、新工場では約30万m<sup>3</sup>/年の原木を消費し、約10万m<sup>3</sup>/年の製品を生産することを想定（樹木採取区からは1万m<sup>3</sup>/年程度の供給を想定）。</li> <li>・ 伐採を行う川上事業者や地方自治体等への説明を開始しており、事業の具体化に伴って今後も継続して調整していく考え。</li> <li>・ 事業地は取得済み。2025年後半から工場での商業生産を開始予定。</li> </ul>	<p>20年 （加工機械の耐用年数を考慮）</p>
B	製材業者及び総合建設業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資源の充実に比して素材生産量が低位に留まる地域において、使われていない人工林を有効活用するため、集成材等を生産する大規模な製材工場等を新設予定。</li> <li>・ 大量生産による低コスト化を図るため、新工場では約30万m<sup>3</sup>/年の原木を消費し、集成材約10万m<sup>3</sup>/年、製材品約5万m<sup>3</sup>/年を生産することを想定（樹木採取区からは3万m<sup>3</sup>/年程度の供給を想定）。</li> <li>・ 地方自治体からの支援や樹木採取権からの供給を受け、官民が連携し、地域が一体となった取組を想定。</li> <li>・ 素材生産の増加や、それに伴う再生林について、実施体制の確保や生産基盤の充実等が課題であり、地方自治体と事業を実施できるかどうかの検討を開始したところ。</li> <li>・ 2026年までに工場を建設し、2028年頃に本格稼働させることを念頭に、構想の詳細を検討。</li> </ul>	<p>25年 （工場建屋の耐用年数を考慮）</p>



評価・検証
<p>大型製材工場が必要とする原木消費量である10万m<sup>3</sup>を地域で安定供給するために必要な国有林野からの供給量及び樹木採取権の存続期間の検討に向け、A、Bの2件の構想を以下の観点で評価・検証</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 構想の具体性</li><li>② 新規需要創出の内容</li><li>③ 樹木採取権の規模・期間の考え方</li></ul>



結果
<ul style="list-style-type: none"><li>○ Aの構想については、事業地を取得するなど、構想の具体化が一定程度進んでいる。川上事業者等には説明を開始した段階。</li><li>○ Bの構想については、大規模な新規需要の創出を想定しているものの、事業を実施できるかどうかの検討を地方自治体と開始した段階。</li></ul>

今後の対応
<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>提案のあった2件の構想は、今後、構想実現に向けて検討を進めるとされていることから、引き続き、検討の進捗状況の把握を図る。Aの構想については、事業地の取得など構想の具体化が進んでいることから、継続案件として川上事業者との連携の進捗等についての報告を求める。Bの構想については、検討が進んだ段階での再提案を求める。</u></li><li>・ これまでのマーケットサウンディングの結果や、パイロット的に設定した10か所の樹木採取区における検証結果を踏まえ、本年末までに、大規模・長期間のものも含めた今後の樹木採取権設定に関する具体的方針を策定する。</li></ul>